

# 高知憲法速報

No.291 2012.7.20 発行;高知憲法会議事務局

TEL 088-872-3406 編集人 事務局長・徳弘嘉孝

## 衆院比例定数削減を許さない

7月10日開催された「衆議院・政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会(倫選特)」理事会では、6月26日の議院運営委員会で選挙制度改革関連法案民主党案が民主・国民の与党によって倫選特への付託が強行されたことについて、各党から批判が続出し、日程協議ができませんでした。この日の会議では民主党の「分裂」にともなう委員長の選出など委員の変更が行われました。倫選特委員や各党議員に対し、ファックスや面談などで「審議は必要ない」「撤回せよ」などの声をあげていく必要があります。

日本婦人団体連合会の呼びかけで11日、衆議院比例定数削減に反対する女性の緊急行動が取り込まれました。衆議院第2議員会館前で行われたリレートーク行動には新日本婦人の会、母親連絡会、全労連女性部など8団体から20人が参加。トーク終了後、倫選特の委員長と理事の事務所へ要請行動を行いました。

## 民主党法案に反対する自由法曹団緊急意見書・要旨

衆議院では選挙制度改革をめぐる各党協議が続けられ、民意を歪曲し、議会政治と議員の劣化を生み出している小選挙区制の弊害を指摘する声が相次いで、民主党を除くすべての政党が抜本的な選挙制度改革を要求するに至っている。また、多くの民主党議員を含む超党派の「選挙制度の抜本改革をめざす議員連盟」(中選挙区制議連)では、小選挙区制廃止と選挙制度の抜本的改革に向けての検討・模索が続いている。民主党はこうした経過を無視して、法案の単独提出と委員会付託を強行したのであり、そのこと自体が議会制民主主義を踏みにじる暴挙と言わざるを得ない。

民主党の案は、①小選挙区「0増5減」(福井・山梨・徳島・高知・佐賀で3⇒2議席)で295議席に、②比例代表を40削減して140議席とし、105議席を並立制、35議席を連用制で選ぶ、現行11ブロックを全国1ブロックに、得票率1%未満の政党には配分しない、③次々回総選挙に向け定数をさらに35削減して400議席とする の三つの要素を内容としている。

連用制では「その政党の小選挙区選挙での獲得議席

+1」から割った商の大きいものから議席を配分する結果、小選挙区で議席を獲得できない政党が優先的に議席を獲得することになり、民意の歪曲を「中和」する機能を果たすことがある。2009年8月の総選挙をもとに民主党法案一部連用制で選挙結果をシュミレートすると以下の通りになる。小選挙区5減は組み込まず

	小選挙区	比例議席の変化	議席計の変化	現行から増減	比例票で配分	過不足
民主党	221	87→47	308→268	-40	187	+81
自民党	64	55→30	119→94	-25	118	-24
公明党	0	21→29	21→29	+8	50	-21
共産党	0	9→18	9→18	+9	31	-13
社民党	3	4→7	7→10	+3	19	-9
みんな	2	3→8	5→10	+5	19	-9
国民新	3	0→1	3→4	+1	8	-4
その他	1	1→0	2→1	-1	9	-8
無所属	6	0→0	6→6	0	0	+6
計	300	180→140	480→440	-40	440	

第1党の民主党の議席は減少するが、42.41%の得票率で60.91%の議席を獲得し、現行64.17%とほとんど変わらない。公明・共産・社民・みんな・国民新の議席は増加するが、議席獲得率は得票率の半分程度にすぎない。ローカル政党の新党大地は議席を失い、幸福実現党も1%条項で議席が得られない。第2党の自民党が相対的に最も多くの議席を失う。連用制を加えても小選挙区中心の選挙制度は変わらず、むしろ小選挙区の比重が拡大して民意の正しい反映はできなくなる。第3党以下の議席拡大の大半を第2党が負担することになり、第1党の権力拡大を助長する。

民主党法案には、全国区の採用に伴う政党要件の変更があり、①5人以上の国会議員、②直近の選挙で2%以上の得票、③28人以上の候補者 のいずれかが必要としている。新党日本以下の政党は①②の要件を満たしていないので立候補するには最低28人の候補者擁立が必要だ。供託金1人600万円だから1億6800万円となる。1%以上の得票率がないと議席が配分されないで70万票の支持を受けても消し去られる。

最高裁判決で指摘された「一人別枠方式」は法文から消しても配分は残し、格差2倍を超える選挙区をなくすだけである。「さらなる改革」で小選挙区制を固定し、定数削減をはかることは改革の名に値しない。

詳細は自由法曹団 URL <http://www.jlaf.jp/> で。